

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会議名		令和2年度 第1回 淡路広域水道企業団入札監視委員会
開催日時		令和2年8月17日(月) 午後2時から午後4時まで
開催場所		洲本市文化体育館 1A会議室
出席者	委員	横田直和 委員(関西大学法学部・教授) 片岡昌樹 委員(あうる法律事務所・弁護士) 土井一史 委員(土井一史税務会計事務所・公認会計士)
	企業団職員	奥野副企業長、平山事務局長、西島総務課長、谷口南あわじ市サービスセンター長 竹内洲本市サービスセンター長、高峰淡路市サービスセンター長、中畑管財係長 山形主任
関係職員		—
審議対象期間		—
議事概要		<p>1 開会あいさつ 奥野副企業長</p> <p>2 委嘱状の交付 奥野副企業長より各委員へ交付</p> <p>3 委員ならびに企業団職員の紹介</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 委員長の選出 →推薦により横田委員を選出。</p> <p>(2) 委員長代理の指名 →委員長より片岡委員を指名。</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>①入札監視委員会の概要について →事務局より、委員会設置の経緯、目的等を条例に基づき説明。</p> <p>②入札・契約制度の概要について →事務局より、現状の入札・契約制度について説明。</p> <p>③令和元年度(平成31年度)入札・契約執行状況 →事務局より、令和元年度の入札件数、契約金額等を建設工事等の種別毎に状況を説明。</p> <p>(4) 協議事項</p> <p>①委員会の運営方法等について →事務局より、淡路広域水道企業団入札監視委員会運営要領(案)を提示し、委員により審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は毎年度2回の開催とする(7月、12月)。 ・抽出委員は、委員長を除いて輪番制とする。 ・第4条第1項第3号を削除する。 ・次回審議案件は8件とするが、状況を鑑みて今後の審議数を検討。 <p>(5) 次回抽出委員の選出 →協議により片岡委員を選出。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 次回委員会の開催日程 →令和2年12月中旬に開催。</p> <p>6 閉会あいさつ 横田委員長</p>

抽出件数	総件数 － 件	(備考)
制限付き一般競争入札	－ 件	
指名競争入札	－ 件	
随意契約	－ 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>《議事の公表について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事概要は、どのように公表するのか。 <p>《入札・契約制度及び執行状況について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札は、公告から何日後に行われるのか。 ・ 公告された工事等の内容について問合せすることは可能か。 ・ 回答は個別に行うのか。 ・ 回答はホームページに公表するのか。 ・ 指名競争入札で指名する業者は何者か。 ・ 指名される頻度はどのくらいか。 ・ 指名競争入札の応札状況はどうか。 ・ 不落となった案件はどうするのか。 ・ 競争入札参加者名簿登録者数はどのくらいか。 ・ 最低制限価格はどのように設定しているのか。 ・ 入札はほぼ電子入札で行っているのか。 ・ 委託の落札率が低いのはよくあるが、物品購入で落札率が低いのはなぜか。 <p>《入札監視委員会運営要領(案)について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条第2項及び第4項において、資料を作成する主体となるのは、誰になるのか。 ・ 第4条第1項第3号に「抽出理由を説明する」とあるが、設置条例第2条第2号において「無作為に抽出」と示されていることから矛盾があるのではないか。 ・ 会議予定時間が2時間である場合、審議8件では件数が多いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目ごとに趣旨、内容が分かるように公表する。 ・ 申込期間（10営業日）後、見積期間を予定価格が5,000万円未満の案件については10営業日、5,000万円以上の場合には15営業日設定している。 ・ 質問期間を設けており、その期間に質問することができる。 ・ 申込業者全てに回答している。 ・ FAXで回答している。 ・ 基本的には5者指名している。 ・ 多くて年3回程度である。 ・ 不調案件は、工事の指名競争入札では18件中3件です。 ・ 内容等を変更して再度入札を行うことが多い。 ・ 1者で複数の種類を登録している業者もあるが、工事、コンサル、物品合わせて700者程度である。 ・ 建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領第3条に基づき算定している。 ・ 現在は全て紙入札で行っている。電子入札については、10月以降順次導入できるよう準備している。 ・ 水中ポンプの購入で落札率が低いことがよくある。設計時に見積を徴取するが、実勢価格とは差のある金額が提示される状況である。ただし、仕様書で性能要件を示しているため、性能保証の面では問題ないと考えている。 ・ 企業団が作成するため、各項冒頭に「企業長は、」の文言を追記する。 ・ 「無作為に」というのは、あまり意図的にならないようにという意味合いであったが、相容れない表現となるため、第3号を削除する。 ・ 次回は8件とし、処理時間との兼ね合いを図ることとする。
委員会による意見具申又は勧告の内容	特に無し	